

委員会提出議案第 2 号

地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書
上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 0 月 1 5 日

区民生活委員会委員長 ひわき 岳

杉並区議会議長 木 梨 もりよし 様

地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書

令和7年版消費者白書によると、令和6年の消費生活相談件数は90万件であり、消費者被害・トラブル額の推計は、過去最高の約9兆円に達した。なかでも高齢者の消費者被害・トラブルが大きな割合を占め、被害態様も多様化・高度化している。こうした消費者被害に対応するためには、地方公共団体の相談体制の維持・拡充が重要である。

国は、地方公共団体に対する支援策として、地方消費者行政強化交付金を措置したが、活用期限の到来により、令和6年度から令和7年度に多くの自治体が終了し、令和9年度にはすべての地方公共団体で終了する。地方公共団体の自主財源は、交付金がなくなっても現状の施策を維持できるほど十分な程度に達しておらず、このような状況で交付金が終了してしまうと、自主財源への移行が難しい財政基盤が小規模な自治体において、相談窓口の維持や交付金で実施してきた啓発・消費者教育、消費者被害防止対策等の事業の継続が困難となり、縮小されるおそれがある。

また国は、全国消費生活情報ネットワークシステム（以下「P I O－N E T」という。）の刷新及び消費生活相談のデジタル化を進めているが、これらについても、地方公共団体に多大な経済的負担を生じることが危惧されている。P I O－N E T情報は国の事務の性質を有する消費者行政費用と言えるが、地方公共団体が相談窓口を維持し、多大なコストをかけて得られた貴重な情報であることから、地方と国のコストの分担の観点からも、国の費用負担が行われるべきである。

よって、国民生活の安心安全を担う地方消費者行政が安定的に遂行されるよう、杉並区議会は、国に対し、以下の事項について要望する。

- 1 地方消費者行政強化交付金の交付期限を相当期間延長するか、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人件費にも充てることができる交付金を創設するなどの財政支援を早急に措置すること。
- 2 P I O－N E Tの刷新及び消費生活相談のデジタル化により地方公共団体に生じる費用を国において措置すること。
- 3 地方公共団体が行った消費生活相談情報の聴取及びP I O－N E Tへの登録事務等は、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務であって、国全体の消費者被害防止の意義を有する事務として円滑な運営を推進する必要があるものについて、地方財政法第10条を改正して国の恒常的な財政措置を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年10月15日

杉並区議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 宛

総務大臣

財務大臣

消費者庁長官